

第八十回 参議院外務委員会會議録第十八号

昭和五十二年六月七日(火曜日)
午前十時七分開会

委員の異動

六月六日

辞任

補欠選任

斎藤栄三郎君 大島 友治君
源田 実君 矢野 登君
青井 政美君 伊藤 五郎君
中山 太郎君 高田 浩運君
吉田忠三郎君 羽生 三三君
安永 英雄君 川村 清一君
大塚 喬君 対馬 孝且君
渡辺 武君 小笠原貞子君

六月七日

辞任

補欠選任

高田 浩運君 岡田 広君
矢野 登君 長谷川 信君

出席者は左のとおり。

委員長 寺本 広作君
理事 大鷹 淑子君
亀井 久興君
泰野 章君
小柳 勇君

委員

大島 友治君
岡田 広君
長谷川 信君
福井 勇君
二木 謙吾君
川村 清一君
久保 亘君

本日の会議に付した案件

○アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する

國務大臣

外務大臣

鳩山威一郎君

政府委員

外務省アジア局長

大森 誠一君

外務省アメリカ局長

山崎 敏夫君

外務省欧亜局長

宮澤 泰君

外務省条約局長

中島敏次郎君

外務省条約局外務参事官

村田 良平君

水産庁次長

佐々木輝夫君

事務局側

常任委員会専門員

服部比左治君

る日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(寺本広作君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

去る六月六日、斎藤栄三郎君、源田実君、青井政美君、中山太郎君、吉田忠三郎君、安永英雄君、大塚喬君及び渡辺武君が委員を辞任され、その補欠として大島友治君、矢野登君、伊藤五郎君、高田浩運君、羽生三三君、川村清一君、対馬孝且君及び小笠原貞子君がそれぞれ選任されました。

○委員長(寺本広作君) アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(いずれも衆議院送付)

右三件を便宜一括して議題といたします。

○壇上啓典君 私は公明党を代表し、ただいま外務委員長より提案のありました三案件の採決を行うことに對し、反対の意見を述べさせていただきます。

参議院外務委員会において、今日までわが公明党は、国益を守るために、党派を超え、イデオロギーを超えて、各党派が話し合い、協力し合つて

いかなばならないことをモットーに、この運営に協力を惜しまずやってきたと思つたのであります。この思いは、わが党のみならず、社会党においても、共産党においても、また民社党においても同じであつたと私は強く確信しております。日韓大陸だに關する二協定の審議においても、日韓日に現地視察を行い、定例日以外連日審査を行うなど、その一例であると思つた。

また一方、国会には長年の間に積み重ねられてきた慣例が多々あります。各委員会の審議において、先議案件から順次審査をし、結論を出していくというくともその慣例の一つであります。これらの慣例を守ることが、多数党の横暴に對抗し、政治の独走に歯どめをかける手段として少数党に与えられた権利であり、軽々しく変更すべきものではないと考へております。

したがって、案件の審議の順序を変更することは、それ相應の理由があり、全会派を納得させるだけの十分な根拠が必要であり、それなくしてはたずらに行うべきでないことは理の当然であります。

会期末を控へ、本外務委員会の先議案件は日韓大陸だに關する案件であり、次がただいま委員長より採決の提案のあつた三案件であります。そして、その後が日ソ漁業暫定協定が来る予定になつております。

御存じのように、日韓大陸だな協定は多くの日から指摘されておるとおり、まことに問題の多い案件であります。衆議院において会期十二日間の延長が決定されたため、ほうつておいても成立することになります。しかし、だからといってほうつておくわけにもまいりません。でき得る限りの審議をして、そしてこの案件に対する各党派の賛否とその理由を會議録にとどめ、さらにこの協定が実施に移されるときに備へて、参議院外務委

員会としての責任ある要望決議をすることも、参議院の良識を示すために不可欠と思うものであります。

一方、ただいま議題となつておる三案件、さらに日ソ漁業暫定協定もそれに劣らぬ重要な案件であります。残された会期内にこれらの諸案件をすべて十分に審議をし、国益を最大限に守るために、全会派の党派を超え、イデオロギーを超えた話し合いと協力が必要であります。それはひとえに、ただ外務委員会のことだけではなく、参議院としての重要な課題であることは、委員長が常々述べておられるとおりであります。

去る四日、本外務委員会は理事会において合意に至らず、本日議題の三案件が大陸協定の前に外務委員会として議決には至りませんでした。そして私たちが公明党は、参院各会派の責任者による話し合いによる解決を心から望んでいたのですが、昨日午後三時過ぎの理事懇談会に至るまで、自民党からわが党に対する何の呼びかけもなく、また民社党、共産党に対しても何の呼びかけ、話し合いもなかったものであります。

そして、自民党理事二名欠席のまま開かれた昨日の理事懇談会で、一方的に委員長から本日の外務委員会の開会と参議院本会議との並行審査の提案がなされ、公明、民社両党反対の中に、委員長の職権によつて本日の本委員会が開催されたことは遺憾と言わざるを得ません。

外交において大切なことは国民のコンセンサスを得ることであり、これなくして強力な国民外交は望めないと思うのであります。国民のコンセンサスを得るために、各会派のコンセンサスを得ることこそ必要であり、そのために最大の努力を傾注することは、外務委員長としての当然の責務と言えましよう。

本日まで合意によつて運営されてきた外務委員会が、しかも、良識的に審議に協力してきた公明、民社両党の反対を押し切つてまで、職権開会へ至らした根本的原因が那邊にあるか、まことに理解に苦しむものであります。

いまや、国民の要望も多様化時代を迎え、各会派の粘り強い話し合いを全くやらうとせず、一部の人の考えのみで国会を運営するという考えはもはや過去のものとなりつつあります。

願わくは、わが国会の最大会派の自民党に所属する委員長として、しかも問題山積の重要な外務委員会の委員長として、御苦労はまことに多いと思いますが、党利党略に惑わされることがなく、原則に従い、慣例に従い、毅然とした、しかも粘り強い運営をされんことを強く望むものであります。

以上述べた立場より、外務委員長のとられた職権開会に反対するとともに、ただいま議題の三案件の採決を行うことに反対するものであります。

○委員長(寺本広作君) 田淵君。

○田淵哲也君 私は、ただいま議題となつております三案件の内容には民社党として賛成でありますけれども、ここにおいて採決をするという委員会の運営に反対の意を表するものであります。

日韓大陸協定の協定は、憲法六十一條の定めにより、自然成立を八日に迎えることになつておりますけれども、だからと言って、日韓大陸協定の審議はどうでもよい、急ぐ案件を先にするという態度には承服できません。もちろん他の案件もございいます。他の案件の審議日程も会期末までに終えるように十分勘案をしながら、その中で可能な限り日韓大陸協定の審議を進めるのが筋ではないかと思ひます。最終的に日韓大陸協定の協定が議決できるか、あるいは自然成立のやむなきに至るかは、その努力を尽くした後、最終の段階で態度を決めるべき問題だと思ひます。

この段階において大陸協定の審議を考えてみますと、各党一巡というのが私の主張でございますけれども、民社党はまだ一分も質問いたしておりません。したがって、日韓大陸協定の定で少なくとも各党が限られた範囲内で質問をできるようにスケジュールを示すことが必要である。それが他の案件を先議するための条件である。

ということを理事懇談会で申し上げてまいりました。しかしこれに耳をかすことなく、日韓大陸協定の協定についての民社党の質疑というものの保証もないまま、この三案件だけを先行させ、採決に至るといふのはわれわれは納得できないわけであります。

もちろん後から来た案件を先に先議するということは、いままでの慣例から見ても、各党一致の了解があればこれは可能なことでありますけれども、公明党、民社党二会派が反対しておる現在、これを強行される委員長の委員会の運営の仕方はまことに遺憾と言わざるを得ません。

民社党はここにおいて採決をするものの反対の意見を表明して、私の意見表明を終わりたいと思ひます。

○委員長(寺本広作君) この際、委員の異動について御報告いたします。

高田浩通君及び矢野登君が委員を辞任され、その補欠として岡田広君及び長谷川信君が選任されました。

○委員長(寺本広作君) いろいろ御意見がございましたので、この際お諮りしたいと思ひます。

ただいま議題といたしました三件につきまして、前回は質疑を終了しておりますので、直ちに討論採決を行うことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺本広作君) 多数と認めます。

それでは、これより討論に入ります。これより討論に入りますが、御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、アメリカ合衆国の地先沖合における漁業

に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件を問題に供します。

本件に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺本広作君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件を問題に供します。

本件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺本広作君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

本件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺本広作君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三案の審査報告書の作成につきましましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(寺本広作君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたします。

暫時休憩をいたします。

午前十時十八分休憩

午後十時二十分開会

○委員長(寺本広作君) ただいまから外務委員会を再開いたします。

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。鳩山外務大臣。

○国務大臣（鳩山威一郎君） ただいま議題となりました北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、ソヴィエト社会主義共和国連邦が、昨年十二月十日付の最高会議幹部会令に基づき本年三月一日より北西太平洋の同国沿岸に接続する海域における生物資源の保存及び漁業の規制に関する暫定措置を実施していることを考慮いたしまして、北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合におけるわが国漁業に関する両国間の協定を締結するため、本年二月以来モスクワにおいて交渉を行いました結果、本年五月二十七日にモスクワにおいて、わが方鈴木農林大臣及び重光駐ソ大使と先方イシヨフ漁業大臣との間でこの協定の署名を行った次第であります。

この協定は、本文九カ条及び附属書から成っております。協定の内容としては、北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合におけるわが国漁業の手續及び条件を定めるものであり、具体的には、漁獲割り当て量、操業区域等の決定の方法、許可証の発給及び料金の徴収、ソヴィエト社会主義共和国連邦の公務員による検査及び取り締り、違反行為に対する処罰等の事項について定めております。

この協定の締結により、わが国漁船がソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合において引き続き本年末まで操業することができるとなおります。なお、この協定の締結交渉におきましては、政府は、北方領土問題に関するわが国の立場を害することなく北洋における円滑な操業を確保するという困難な課題に取り組む必要がありましたと

ころ、これにつきましては、漁業の問題と領土の問題とを切り離して協定を締結するとの基本方針で臨みました結果、領土問題に関するわが国の立場はいささかも害されることのないことが協定上も確保されたと考えております。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。何とぞ御審議の上、本件につき速やかに御承認あらんことを希望いたします。

以上でございます。

○委員長（寺本広作君） 以上をもって説明は終わりました。本件に対する自後の審査は後日に譲ります。本日はこれにて散会いたします。午後十時二十四分散会

六月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、北朝鮮帰還の日本人妻の安否調査及び里帰りに関する請願（第六四五一号）

第六四五一号 昭和五十二年六月一日受理
北朝鮮帰還の日本人妻の安否調査及び里帰りに関する請願

請願者 大阪府東大阪市末広町二ノ二 池之内茂三郎外三百二十五名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第四九五七号と同じである。

六月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連

邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、北西太平洋の漁業資源の保存及び最適利用に関する共通の関心を考慮し、沿岸国の地先沖合における漁業に関する当該沿岸国の権利に関する諸問題についての第三次国際連合海洋法会議における審議を考慮し、千九百七十六年十二月十日付けのソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会令に規定されている調査、開発及び保存のための生物資源に対するソヴィエト社会主義共和国連邦の主権的権利を認め、

日本国の国民及び漁船が、北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合において伝統的に漁業に従事してきたことを考慮し、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の漁業の分野における互恵的協力を発展させることを希望し、相互に関心を有し、かつ、ソヴィエト社会主義共和国連邦が主権的権利を行使する生物資源の利用の手續及び条件を定めることを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この協定は、千九百七十六年十二月十日付けのソヴィエト社会主義共和国連邦沿岸に接続する海域における生物資源の保存及び漁業の規制に関する暫定措置に関するソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会令第六条及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府の決定に従って定められる北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦沿岸に接続する海域において日本国の国民及び漁船が漁獲を行う手續及び条件を定めることを目的とする。

第二条

日本国の国民及び漁船が前条の漁獲を行う権利は、ソヴィエト社会主義共和国連邦の国民及び漁船のために日本国の地先沖合における伝統的操業を継続する権利を維持するとの相互利益の原則に立つて与えられる。

第三条

この協定において、
1 「生物資源」とは、第一条にいう海域におけるすべての種類の魚類の資源、ソヴィエト社会主義共和国連邦の淡水水域において産卵し、外洋水域に回遊するすべての種類の溯河性魚類の資源及びソヴィエト社会主義共和国連邦の大陸棚の定着性の種族に属するすべての生物をいう。
2 「魚類」とは、ひれを有する魚類、軟体動物、甲殻類その他のすべての海産動物（ただし、鳥類を除く）をいう。
3 「漁獲」とは、次の(A)から(D)までをいう。
(A) 魚類を採捕すること。
(B) 魚類を採捕しようとする試みすること。
(C) 魚類を採捕する結果になると合理的に予想し得るその他の活動
(D) (A)から(C)までに掲げる活動を直接に補助し又は準備するための海上における作業
4 「漁船」とは、次の(A)又は(B)のために使用されているか又は使用されるよう設備がされている船舶その他の舟艇をいう。
(A) 漁獲
(B) 漁獲に係る作業（漁獲の準備、船舶への補給、魚類の貯蔵、輸送及び加工並びに積卸

し作業を含む。)

この定義には、ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある当局が発給する特別許可証により漁獲に關連する科学的調査を行う日本国の漁船は含まれない。

第四条

1 第一条にいう海域の範圍について、ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある当局により定められる日本国に対する千九百七十七年の漁獲割当の量及び魚種別組成並びに日本国の国民及び漁船が漁獲を行う具体的な区域及び条件は、この協定の署名の日に交換される日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある当局の間の書簡に掲げられる。

2 1にいう千九百七十七年の漁獲割当については、第一条にいう海域において千九百七十七年三月中に日本国の漁船が漁獲した魚類が含まれる。

第五条

1 ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関は、第一条にいう海域において漁獲に従事することを希望する日本国の漁船に対し、当該漁獲を行うことに關する許可証を発給する。日本国の漁船は、この許可証を有していない場合には、同条にいう海域において漁獲に従事することができない。

2 1にいう許可証の申請及び発給の手続、日本国の漁獲に關する情報の提出の手続並びに日本国の漁船の操業日誌の記載の手続は、この協定の不可分の一部をなす附屬書に定められる。

3 ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関は、1にいう許可証の発給に關し妥当な料金を徴収することができる。

第六条

日本国政府は、日本国の国民及び漁船が、この協定の規定並びに第一条にいう海域における生物資源の保存及び漁業の規制のためにソヴィエト社会主義共和国連邦において定められている規則に従うことを確保する。これらの規定又は規則に従わない日本国の国民及び漁船は、ソヴィエト社会

主義共和国連邦の法律に従い責任を負う。

第七条

1 日本国政府は、ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関によつて任命された公務員が、第五条1にいう許可証を有し、かつ、この協定に従つて漁獲を行つてゐるすべての日本国の漁船に支障なく乗船する機会が与えられることとなること並びに当該公務員が漁船にある間、当該漁船の船長及び船員が検査(検査の結果発見された違反を除く)するための措置をとることを含む)の実施について当該公務員に協力することを確保する。

2 日本国政府は、1にいうソヴィエト社会主義共和国連邦の公務員の日本国の漁船における滞在に關連する経費がソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関に償還されることを確保する。

3 ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関によつて日本国の漁船が拿捕されたときは、日本国政府に対し、その旨が外交上の経路を通じて遅滞なく通報される。拿捕された漁船及びその乗組員は、適当な担保又はその他の保証が提供された後に遅滞なく釈放される。

第八条

この協定のいかなる規定も、第三次国際連合海洋法會議において検討されている海洋法の諸問題についても、相互の關係における諸問題についても、いずれの政府の立場又は見解を害するものとみなしてはならない。

第九条

1 この協定は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されなければならない。

2 この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、千九百七十七年十二月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百七十七年五月二十七日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書

一通を作成した。

日本国政府のために

鈴木善幸
重光 晶

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために

A・イシコフ
附屬書

ソヴィエト社会主義共和国連邦が主權的權利を行使する生物資源の漁獲を日本国の漁船が千九百七十七年に行ふことができるための許可証の申請及び発給、当該漁獲に關する情報の提出並びに操業日誌の記載は、次の手続及び条件に従つて行われる。

1 日本国の権限のある機関は、ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関に対し、この協定に基づいて漁獲に従事することを希望する日本国の漁船に対する許可証の発給のために申請を行う。この申請は、両国の権限のある機関の間で合意される様式によつて行わなければならない。申請書の記入及び提出の手続は、ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関が定める。

2 ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関は、申請書を検討し、この協定の第一条にいう海域において漁獲を行うための日本国の漁船に対する許可証の発給について、この協定の条件に従つて決定する。許可証の発給手続は、ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関が定める。

3 ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関は、許可証の発給を拒否する場合には、日本国の権限のある機関に対しその旨を通知する。必要がある場合には、両国の権限のある機関は、これにつき協議を行うことができる。日本国の権限のある機関は、この協議の後、改めて申請を行うことができる。

4 ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関の公務員は、日本国の漁船がこの協定の条

件に違反した場合には、当該漁船に対して発給された許可証の効力を停止することができる。

ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関は、日本国の漁船がこの協定の条件に違反した場合に、当該漁船に対して発給された許可証の効力を失わせることができる。

5 すべての日本国の漁船は、この協定の第一条にいう海域において漁獲に従事するときは、当該漁船に対して発給された許可証を船内に常時保持していなければならない。

6 日本国の権限のある機関は、船長が交代し又は乗組員の数に変更がある場合には、十日以内に、許可証を発給したソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関に通報する。

7 日本国側は「極東漁業総局」(ソヴィエト社会主義共和国連邦ウラジオストク市)に対し、無線又は電報によりこの協定の第一条にいう海域における漁獲に關する句ごの情報(両国の権限のある機関の間で合意される様式による)を通報し、並びに日本語及びロシア語によるこの海域における漁獲に關する月ごの資料(両国の権限のある機関の間で合意される様式による)を郵送する。これらの句ごの情報及び月ごの資料は、その句及び月の末日の後それぞれ五日及び十日以内に、ソヴィエト社会主義共和国連邦の権限のある機関に提出する。

8 許可証の発給を受けた日本国の漁船は、この協定の第一条にいう海域において漁獲を行う場合には、操業日誌(両国の権限のある機関の間で合意される様式による)に記載しておくなければならない。